



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《 // : 宮城県政記者会》

平成30年5月24日
国土交通省 東北運輸局

岩手県一関市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成30年2月27日に東北運輸局が一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書等を交付しましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年5月24日
2. 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：有限会社 一関グリーン交通 取締役 阿部 謙一
(法人番号：3400502000165)
岩手県一関市八幡町3番地35号
営業所：本社営業所
岩手県一関市八幡町51番地5号、7号
3. 行政処分等年月日
平成30年5月11日
4. 行政処分等の概要
①事業用自動車の使用停止処分
平成30年5月24日から平成30年6月7日まで(4両×15日間停止)
②文書警告
5. 違反の概要
(裏面に続く)

《問い合わせ先》

東北運輸局 自動車交通部 自動車監査官
担当：宮崎、加藤

Tel：022-791-7532

5 違反の概要

①事業用自動車の使用停止処分

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・乗務員に対して疾病・疲労等のおそれのある状態で乗務をさせていた。
(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)
- ・高齢運転者に対する特別な指導を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)
- ・高齢運転者に対して告示で定める運転適性診断を受診させていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

②文書警告

1. 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

- ・3ヶ月定期点検整備を適切に行っていなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第45項)
(道路運送車両法第48条)